

神 監 1 第 59 号
令和 4 年 5 月 18 日

団体A 代表者 様

神戸市監査委員	細	川	明	子
同	藤	原	武	光
同	山	本	嘉	彦
同	山	口	由	美

財産区における財務事務等に関する
住民監査請求の監査結果について (通知)

令和 4 年 3 月 25 日に提出されました標記の住民監査請求について、地方自治法第 242 条第 5 項の規定により、監査した結果を次のとおり通知します。

第1 請求の要旨

請求人（団体A代表者）から令和4年3月25日付をもって受け付けた措置請求書及び同年4月1日付をもって受け付けた補正書によると、請求の要旨は次のとおりと解される。

なお、請求人から弁護士1名及び税理士1名を代理人と定め、本請求にかかる事項について委任する旨の委任状が提出されている。

1 請求の趣旨

高羽財産区管理会管理委員（管理会長）B及び同会会計監事C夫妻、並びに同会前管理会長（現常任相談役）D（以下「Bら」という。）は、高羽財産区の財産を私物化し、不正を働いている。

- (1) 具体的には、高羽財産区管理会やその上位会である団体Eの承認もないのに、高羽財産区は、区有財産である高羽墓地において、民間企業に対し、平成30年度に446万4,972円の根拠のない工事費を、平成31年度には機関決定をされていない合祀墓建設費用として329万円を支出し、令和2年度には合祀墓立会費用として賃金14万円を、令和3年度以降も合祀墓立会費用をそれぞれ支出している。これらは令和3年度以降増大する恐れがある。また、利益が相反するにもかかわらず、適切な手続もなくDが自己の営む工務店で高羽墓地の改修工事を請け負って恣に利益を得ている。
- (2) 高羽財産区管理会と団体Eは、①人的拘束があること（高羽財産区管理委員は、高羽財産区管理会規約第4条第2項により団体E常任委員から選任される点や、同第23条により団体Eの役員を兼任することとされている点）、及び②同一構成員で構成されていること、さらに、③それらの財産的基盤において高羽墓地その他の高羽財産区有財産から資金が団体Eに流れていること（団体E規約第25条。なおこの支出についての管理会における決議も無ければ議事録もない。）からすると、実質的に同一の会議体であるというべきところ、これらの高羽財産区管理会や団体Eの承認もないのに、これらの会議体は、Bらに報酬及び手当等を支出しており、令和2年度だけでも総額288万4,300円となる。また、この額は令和3年度以降増大するおそれがある。
- (3) Bらは、団体E名義で、神戸市こどもの居場所づくり事業を運営するとの名の下に神戸市から現在補助金を受けている。他方、団体Eには高羽財産区有財産から資金が流れていることは前述したとおりである（団体E規約第25条。なお、この支出についての管理会における決議も無ければ議事録も無い。）。しかし、実際にはB・C夫妻が運営する私塾の運営費に流用している。
- (4) 上記(1)ないし(3)の行為のとおり、Bらには、業務上横領や背任にあたる行為があるととも、議事録保管などの公文書保管義務の懈怠、公文書の勝手な破棄行為・偽造行為、規則上の手続違背行為があることはさることながら、少なくとも違法又は不

当な財務会計上の行為等であって、高羽財産区には少なくとも1,000万円の損害が生じている。

なお、Bらは、団体Fを解散し、その残余財産を令和3年度に団体Eの女性部会のものとして勝手に取り込んだという横領行為もしている。

2 請求する措置の内容

よって、次のとおり必要な措置を講ずるよう求める。

- (1) これらの行為の防止及び是正を求めるとともに、議事の前置及び実施、議事録の作成及び保管その他の規則上の手続履践にかかる長年にわたる懈怠を改めるよう求める措置を講じること。
- (2) これらの行為によって高羽財産区及び神戸市の被った損害を、Bら及び他の管理委員並びに出入業者から補てんさせるために必要な措置(不当利得返還請求及び損害賠償請求など)を講じること。

理 由

1 不明瞭会計について

(1) 不明瞭な使途、費途について

ア 団体E、高羽財産区管理会、高羽墓地委員会の会計が相互に混乱しており、出資者(墓地使用者)に対して支出に関するその使途が明らかにされていない。

収入は、墓地収入(墓地管理費、販売費)の占める割合が大きく、墓地収入に対する支出が墓地運営に支出されるのは当然であるが、高羽財産区管理会本会計、団体Eに転用されているにもかかわらず、その費途、明細が出資者(墓地使用者)に知らされていないばかりか、再三の要求にもかかわらず、明らかにしようとしなない。また、転用についてもその使途、金額が機関決定されたものでない。

イ 特に、管理会長職が前管理会長Dから現管理会長Bに引き継がれる最終年度である平成30年度収支(現管理会長Bが副会長)においては、例年になく高額の446万4,972円が工事請負費として支出されているのに、その使途が団体A収集資料では明らかではない。

ウ このように、収入が、墓地管理費・販売費、公的補助金、自治会費であるにもかかわらず、その使途が不明瞭であり、支出額に対して人件費の占める割合が多すぎるので、市民活動である事業費を主体とする支出に改めるべきである。

神戸市から開示された高羽財産区管理会名義の預金通帳等の資料によれば、人件費について、報酬、賞与、手当、賃金、需用費、役務費など科目を分散して支出されている。

(2) B・C夫妻に支払われている報酬等について

令和2年度会計を例にとると、神戸市から開示された高羽財産区管理会名義の預金通帳等の資料からは、支出金が500万円であるのに対して、Bに支払われたものが約

105万円に及び、通帳黒塗りにには団体E役員（常任理事）である妻Cが含まれていることが窺える。

その支払い内訳として、毎月4万円の会長報酬のほか諸手当、夏季賞与、冬季賞与が支払われるなど、毎月の報酬のほか手当・賞与等が支出される給与体系が勝手に形成されている。加えて、これらの金額の決定根拠が明らかにされておらず、本来市民の集合体が行う奉仕活動である市民活動の対価である謝金として支出されるはずの公金が、給与として一部の特定の家計の収入となっている。

このようにして、B・C夫妻は、私欲のために反復継続して、神戸市の監督下にあるにもかかわらず、高羽財産区に損害を与え続けてきたのであり、このような違法行為については、損害賠償請求や不当利得返還請求をし、また、背任行為として処罰を求めざるを得ない。また、他の高羽財産区管理委員においてもこれらの行為を野放しにしてきた責任がある。

なお、B・C夫妻に支払われている年間100余万円の金員は、組織会計からすれば大金とまでは言わなくとも、現行規約によれば、同人は定年まで十数年の期間があり、その資金源が墓地収入、公的補助金、自治会費であることを鑑みれば、早急かつ大幅な組織改革が必要である。

2 事業の不透明な展開について

(1) 合祀墓（集合型墓碑）の強行建設について

ア 合祀墓については、高羽墓地南端に平成29年度に建設されたものであるが、その建設に至る経緯が明らかでない。

建設にかかる議事録につき開示請求したところ、前任の管理会長Dの発案で建設に至ったと申し述べ、記憶の範囲で答えるとしたうえで、A4版1枚に漠然とした経過が記載された資料が提出されたにとどまっている。

この頃は、団体A会員であるGが墓地委員長であり、同じく団体A会員2名が墓地委員として就任している時期であったが、それらの知らないところで建設計画が進み、建設にかかる議事録も明らかにされておらず、よって機関決定されたものではない。また、この合祀墓については、団体A会員はもとより、墓地使用者の殆どがその存在すら知らない。建設を請け負った業者Hと高羽財産区管理会との間で水面下で進められていた事業である。

イ なお、高羽墓地に掲揚されている「業者H」の看板には、勝手に（あるいはBらの勝手な了承のもと）「高羽墓地指定」と記載されていたのであり、高羽財産区管理会又はB個人と業者Hの間に特別な関係があったことが窺える。

ウ また、平成29年度には、墓地販売料の収入が1,011万2,000円あったにもかかわらず、墓地会計の収入として計上することなく、高羽財産区管理会本会計に計上するとともに墓地使用者にはその収入の事実を知らせず、墓地会計が赤字であることを装い、墓地使用者が毎年支払う墓地管理費の値上げを決行した。この価額改訂は、使用面積に比例するもので、団体A会員等先祖累代墓地を使用しているものに

としては、その面積が広く、最大3倍の大幅値上げとなった。

また、平成31年度（令和元年度）会計においては、合祀墓の建設費として329万円を要しているが、これについては、高羽財産区管理会本会計からの支出でなく墓地会計からの支出として、当年度の高羽財産区管理会本会計が黒字であるのに墓地所有者に示された墓地会計は、275万648円の赤字として報告されている。

もとより、高羽財産区管理会本会計と墓地会計が混乱している状況下、このように墓地使用者に対して、収入は隠し、支出を知らせるというやり方で、高羽財産区管理会本会計、墓地会計について、合理的な報告がされていない。

エ このように、合祀墓の設置及びその工事並びに墓地会計については、出入業者との癒着があり、墓地利用者の負担をもって、Bら自らや出入業者の利益をはかろうとする横領ないし背任行為があった。

(2) 前管理会長Dによる非行について

【主に現職又は過去の団体E等の役員から聴取した内容を記載】

ア 前高羽財産区管理会長Dについては、高齢を理由に職をBに引き継いでいるが、現在も常任相談役として氏名を連ねており、時折高羽会館を訪れては、日当（半日4,000円）を受け取っている。

イ また、Dの妻Iが死去した平成29年度には、葬儀の費用を高羽財産区管理会会計又は団体E会計が肩代わりした。

ウ Dは、もとより永代墓を使用しておらず、Iの死去により、Iが前記合祀墓埋葬第1号となった。

エ Dは、現在は廃業しているが、長年建築業を営んできた経緯があり、高羽財産区管理会の本拠地である高羽会館の改修工事を自己の請負で頻繁に繰り返すなど、高羽財産区管理会会計から利益を得ていた。そのころ、阪神・淡路大震災の復興工事で大きな施工不良が発覚し、係争の結果、一定期間、建築業の業務停止命令を受けた経緯がある。

オ 更には、自らが傷病のために入院した際、生計が困窮しており、入院費の支払いに関して「金がないから、会から払っておけ」と（現団体E会計）Jに命じ、組織会計から支出した。

カ 神社Kの境内の一部及び社務所の敷地等は、昭和22年以降に開始された戦災復興土地区画整理事業の適用による土地供出の影響を受けて以来、高羽財産区管理会からの借地となっているが、平成20年2月6日付、当時の高羽財産区管理会長Dの代理として灘区内の不動産業者から何ら事前連絡なく書状が届き、借地契約更新期日満了を理由に多額の更新手数料を神社Kに対して要求した。神社Kは、急遽の

要求でかつ高額なため、5年次に分割して支払ったが、更新期間満了や更新手数料の根拠が明らかでなく、当時の高羽財産区管理会の収支会計に反映されたかどうか不明である。

以上のように、Dについても、公私混同のうえ、利益相反行為を繰り返し、自己の利益を図ってきた横領ないし背任行為があった。

3 団体Fの解散と資源回収による収益について

団体Fの解散についても、Bと同人の妻Cが共謀し、あたかも機関決定されたものであるかの如く装い、行政機関に虚偽の書類を提出して解散したが、団体Fの収入となっていた資源回収による金員の収支については、団体Eが作成した総会資料添付の収支計算書では明らかではなく、B・C夫妻が、その残余財産を令和3年度に団体Eの女性部会のものとして勝手に取り込んだという横領行為もしている。

4 補助金の不正受給疑惑について

団体Eは、令和3年度から神戸市からの補助金を受けて神戸市こどもの居場所づくり事業の運営を開始しているが、活動実態が補助金受給要件を欠いている。

神戸市こどもの居場所づくり事業補助金交付要綱のうち、第2条各号のうち複数の要件が満たされていない。

同条第3号関係「児童おおむね10名以上の利用が見込めること」について、実態は、2～3名である。

同条第4号関係「実施場所について、地域住民の理解と協力を得られること」について、事前の意見照会もなければ同意も得ていない。地域住民は、自治会掲示板を見て初めて知った次第である。Bは、初期において自治会長から寄せられた青少年の健全育成及び防犯上の苦言に対して、理事会で承認されたものである旨申し立て、説明不足を認めていた。

令和3年2月11日開催の団体E理事会資料によれば、議題「5、その他」の末尾に「◎子供の居場所づくり」の項目を設けてその計画概要が掲載されている。

当該欄のその他には「毎週1回 月曜日（除祝日）午前9時～午後5時 教育・進学相談受付（居場所も可）」との記載があり、教育・進学相談受付即ち、B・C夫妻が営み或いは営んでいた私設学習塾の業務に他ならない。

これは、補助金交付要綱第2条第8号「教室事業、競技目的のための事業でないこと」に反するものである。

月曜日は、元よりBの高羽会館勤務日である。

これにより、週2回の開設となって、最高額の補助金の対象となっている可能性があり、その場合、年間140万円の補助金を不正に受給していることになる。

以上のことから、同補助金要綱第13条第3号の発動による市長による実地調査を行う必要がある。

また、当該子供の居場所づくりについて、令和4年1月1日付、団体L発行の広報誌の最終頁に広告が掲載されており、添付写真には男女7名の児童が映し出されているが、

背景の書棚や長机等の備品が明らかに事業申請の場所である高羽会館の物とは異なり、利用児童数を実際より多く見せかけるために作為的に他所で撮影された写真を転用した疑いがある。

5 文書保存期間 1 年主張による開示拒否について

本件各非行を調査するため、団体 A は、個人名又は団体 A 内に「有志の会」を立ち上げ、B に対して、令和 3 年 4 月、同年 7 月及び同年 10 月に高羽財産区管理会、高羽墓地及び団体 E にかかる組織運営、組織管理に関する質問及び開示請求を行ったところ、神戸市に提出した会計書類の保存期間は神戸市に倣い 5 年としているが、その他の議事録等の文書については、神戸市の文書管理規定に従う必要は無いと主張し、自己ルールとして「1 年」を申し立て、殆どの請求書類は開示されていない。

組織を形成している以上、組織管理、組織運営上、普通文書の保存は 5 年が妥当であり、組織の変遷等がわかる規則等については、社会通念上、永年保存である。かかる主張は、人事、会計に限らず、あらゆる不正が疑われても仕方がない状況である。

高羽財産区管理会管理委員名簿、高羽墓地委員名簿など、一部の文書は後になって小出しに提出されたものがあるが、文書の作成日を一としながらも先に取得した者が所持している名簿と内容が異なるなど、後になって自己の都合が良いように改ざんして提出したことが窺えるような状況である。

6 人事に関する非行について

(1) 高羽墓地委員の変更について

高羽墓地委員の交代に関し、前墓地委員長、G の推薦を無視し、同氏死去を待って、高羽墓地管理規則を自らの意に添うように前もって変更する手口で、先祖代々高羽墓地使用者であり団体 A 会員である被推薦者 3 名を故意に排除し、現に墓地を使用していない自らが墓地委員長を名乗り、規則に明記した。

また、前記排除した 3 名に代えて、自らの意見に反論を唱えることのない側近 3 名を墓地委員に指名しているが、これらの者は墓地運営事務には一切関与しておらず、墓地委員名簿に氏名を連ねているのみで、墓地運営の質問には一切答えられないのが実態である。

これは、規則変更も含め、高羽墓地委員の変更が、墓地使用者約 250 名の賛同を得たものではなく、即ち機関決定されたものではないことから、無効を申し立てているものである。

(2) 高羽財産区管理委員の定年の変動について

自らの意見に反論を唱えるなど意にそぐわない高羽財産区管理委員（M 氏 当時 77 歳）を排除する目的で、高羽財産区管理会規約上 83 歳と定められていた定年を 77 歳に引き下げ、同管理委員 1 名を解任した。（平成 31 年 1 月 12 日付、規約第 4 条変更）

理由としては、委員の若返りを挙げている。

しかしながら、目的を達成した 1 年後には、再度規約変更し、定年を 80 歳に引き

上げている。(令和2年1月19日付、規約第4条再度変更)

理由としては、団体Eの理事の定年が80歳であることからこれに揃えることを挙げているが、本来若返りを理由として77歳に引き下げたものであるから、団体Eの理事の定年を77歳に引き下げる手続きをとるのが妥当である。

これについて、平成31年2月頃に開催された任意の懇親会の席上で、側近が、「Mは、調和を乱すので辞めてもらった。」と発言している。

これは、正当な理由なく私的感情いわゆる「好き嫌い」で組織人事を動かしていることが明らかである。

M氏を排除するにあたっては、高羽財産区管理会規約細則第7条第3号にいう懲罰規定を適用するには正当性を欠き、解任理由としては耐えられないことから、本規約第4条第2項後段の定年規定を変更して敢行したものである。

この頃、M氏を排除するために署名活動をほのめかすなど、M氏に対する威嚇ともいえる言動をとったことも話題に上っていた経緯がある。

7 組織の私物化について

(1) 高羽財産区管理会・団体E等の役員の構成について

高羽財産区管理会では、管理会長がBであるのに対し、妻Cが会計監事、団体Eでは、会長がBであるのに対し、妻Cが常任理事に就任するなど、私的空間で話し合いや意思決定が可能な状態であり、公平性が担保できず、組織の私物化が敢行されている。

(2) 規則、規約等組織の決まり事に関する瑕疵

高羽財産区管理会、団体Eの組織域内である高羽地区は、約5,000世帯に及ぶ広範囲な地域であるにもかかわらず、規則等の構成が、役員のためのものであり、市民権利者のためのものとなっておらず、したがって居住市民が意見を具申できる場がないなど、一部の者で物事が決定される構造となっている。

したがって、神戸市指導のもと、市民権利者の意見を組み入れ、人事を浄化し、市民活動が機関決定される構造に改める必要がある。

高羽財産区管理会、団体E、高羽墓地委員会は、それぞれ目的、運営、会計を異にしているのに、令和3年1月以降、会長Bはじめ役員7名がすべて同一人物により構成されているという不合理な実態に変更されているので、早急に改善する必要がある。旧来の高羽地区は、「一人一役」の慣行があった。

8 高羽墓地使用者名簿の開示拒否について

本件が、高羽墓地の役員人事撤回要求、機関決定されていない新規事業(有期限型小型墓地建設)計画阻止を端緒として団体Aが調査を開始したもので、墓地使用者250世帯の意見を確かめるため、Bに対して、墓地使用者名簿の開示を求めたが、個人情報の保護を理由に不開示となっている。

団体Aは、総員が高羽墓地使用者であり、高羽墓地使用者名簿については、「共同の利益」として個人情報保護法の縛りを受けない旨説明し、更には「住民票記載の氏名及

び住所は個人情報に非ず。(最高裁判所判例)」を説明したが未だに開示されていない。

Bは、専門家の見解と申し立てているが、その所属・氏名については明らかにしない。専門家への相談自体が疑わしい。

第2 監査の実施

1 監査の対象

住民監査請求の対象となる財務会計上の行為等については、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書類の各記載、請求人が提出したその他の資料等を総合して特定の当該行為等であることを監査委員が認識できる程度に摘示されており、他の事項から区別し、特定して認識できるように個別具体的に摘示しなければならない(最高裁判所平成2年6月5日判決、最高裁判所平成16年11月25日判決、最高裁判所平成18年4月25日判決)。具体的には、監査委員において住民監査請求の対象を特定するために調査を要することなく、当該請求において具体的にいかなる財務会計上の行為等が問題とされているかを理解することができ、当該行為等について違法又は不当を判断するだけでよい程度まで特定されていることが求められる。それゆえ、監査委員が監査を実施するために、その対象を選択しなければならないようなものや、監査委員が住民監査請求の対象を探索しなければ、監査を実施することができないようなものは、請求の特定を欠くものとして不適法である。

この点、請求人は措置請求書、事実証明書において、下記のとおり対象となる行為と違法事由を特定している。

高羽財産区管理会や実質的にこれと同一の会議体である団体Eの承認もないのに、恣に高羽財産区管理会はBらに報酬及び手当等を支出しており、令和2年度だけでも総額288万4,300円となる。また、この額は令和3年度以降増大するおそれがある。

神戸市から開示された高羽財産区管理会名義の預金通帳等の資料によれば、人件費について、報酬、賞与、手当、賃金、需用費、役務費など科目を分散して支出されている。

令和2年度会計を例にとると、神戸市から開示された預金通帳等の資料からは、支出金が500万円であるのに対して、Bに支払われたものが約105万円に及び、通帳黒塗りには団体E役員(常任理事)である妻Cが含まれていることが窺える。

その支払い内訳に毎月4万円の会長報酬のほか諸手当、夏季賞与、冬季賞与が支払われるなど毎月の報酬のほか手当・賞与等が支出される給与体系が勝手に形成されている。

加えて、これらの金額の決定根拠が明らかにされておらず、本来市民の集合体が行う奉仕活動である市民活動の対価である謝金として支出されるはずの公金が、給与として一部の特定の家計の収入となっていると主張する。

この主張に関し、報酬等については、令和3年3月24日以前支出分については1年の監査請求期間を経過しているが、令和3年度も支出されていることや、令和4年度も支出されることが予測される。

これに基づき、監査の対象を次の通りとする。

- (1) 管理会長に対する報酬等（報酬、賞与、手当、三役事務連絡費、旅費・費用弁償、墓地役務費、合祀墓立会い費、会館賃金）の支出は、違法又は不当で、高羽財産区に損害が生じているか。
- (2) 会計監事に対する手当の支出は、違法又は不当で、高羽財産区に損害が生じているか。
- (3) 前管理会長である常任相談役に対する高羽会館での会議の出席に応じた手当の支出は、違法又は不当で、高羽財産区に損害が生じているか。

なお、請求の趣旨及び理由に記載の次の事項については、監査の対象外とした。

地方自治法（以下「自治法」という。）第 242 条第 2 項は「当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これをする事ができない。」としている。請求の趣旨 (2) 及び理由 1 (2) に記載の B らへの令和 2 年度の賃金及び賞与の総額 288 万 4,300 円のうち令和 3 年 3 月 25 日以降の支出分を除く支出、理由 1 (1) イに記載の平成 30 年度の 446 万 4,972 円の工事請負費の支出、及び理由 2 (1) に記載の平成 31 年度の 329 万円の合祀墓の建設費の支出については、令和 3 年 3 月 24 日以前の支出であり、監査請求があった日から遡って 1 年を経過している。

これについて、請求書の補正書に「期間制限の例外事由である正当な理由がある」と記載されているが、最高裁判所判例（平成 14 年 9 月 12 日判決、平成 14 年 9 月 17 日判決）によれば「当該地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができた」と解される時から「相当な期間内」に監査請求をした場合に「正当な理由がある」とも解される。

本事案において「知ることができた」日は遅くとも令和 3 年 4 月 27 日であるところ、住民監査請求が提出されたのは令和 4 年 3 月 25 日であり、11 か月程度経過している。最高裁判所判例（昭和 63 年 4 月 22 日判決、平成 14 年 9 月 12 日判決）及び大津地方裁判所判例（平成 15 年 12 月 15 日判決）によれば「相当な期間」は 2 か月程度であると解されており、本事案において「正当な理由がある」とは認められないことから監査の対象外とした。

理由 1 (1) アに記載の「団体 E、高羽財産区管理会、高羽墓地委員会の会計が相互に混乱しており、出資者（墓地使用者）に対して支出に関するその用途が明らかにされていない。収入は、墓地収入（墓地管理費、販売費）の占める割合が大きく、墓地収入に対する支出が墓地運営に支出されるのは当然であるが、高羽財産区管理会本会計、団体 E に転用されているにもかかわらず、その費途、明細が出資者（墓地使用者）に知らされていないばかりか、再三の要求にもかかわらず、明らかにしようとしなない。また、転用についてもその用途、金額が機関決定されたものでない。」旨については、対象となる財務会計上の行為が個別具体的に特定されていないため、監査の対象外とした。

理由 2 (2) イに記載の「D の妻 I が死去した平成 29 年度には、葬儀の費用を高羽財産区管理会会計又は団体 E 会計が肩代わりした。」旨、理由 2 (2) エに記載の「D は、現在は廃業しているが、長年建築業を営んできた経緯があり、高羽財産区管理会の本拠地で

ある高羽会館の改修工事を自己の請負で頻繁に繰り返すなど、高羽財産区管理会会計から利益を得ていた。」旨、理由2(2)オに記載の「自らが傷病のために入院した際、生計が困窮しており、入院費の支払いに関して「金がないから、会から払っておけ」と(現団体E会計)Jに命じ、組織会計から支出した。」旨については、対象となる財務会計上の行為が個別具体的に特定されていないため、監査の対象外とした。

理由3に記載の「団体Fの収入となっていた資源回収による金員の収支については、団体Eが作成した総会資料添付の収支計算書では明らかではなく、B・C夫妻が、その残余財産を令和3年度に団体Eの女性部会のもので勝手に取り込んだという横領行為もしている。」旨については、団体F及び団体Eに関することは、いずれも住民監査請求の対象となる執行機関又は職員による財務会計行為ではないため、監査の対象外とした。

理由4に記載の「団体Eは、令和3年度から神戸市からの補助金を受けて神戸市こども居場所づくり事業の運営を開始しているが、活動実態が補助金受給要件を欠いている。」旨について、神戸市こども家庭局によれば、令和3年4月1日付で当該補助金の交付申請があり、令和3年5月28日付で450,000円の交付決定をしていた。しかし、令和4年3月27日に提出された実績報告書では補助金が計上されなかったため、当該補助金は支出されておらず、令和4年度においても補助金の実績報告に基づいて補助金が支出・精算されるため、神戸市に損害が発生するとまでは言えないことから監査の対象外とした。

理由2(2)カに記載の「神社Kの境内の一部及び社務所の敷地等は、昭和22年以降に開始された戦災復興土地区画整理事業の適用による土地供出の影響を受けて以来、高羽財産区管理会からの借地となっているが、平成20年2月6日付、当時の高羽財産区管理会長Dの代理として灘区内の不動産業者から何ら事前連絡なく書状が届き、借地契約更新期日満了を理由に多額の更新手数料を神社Kに対して要求した。神社Kは、急遽の要求でかつ高額なため、5年次に分割して支払ったが、更新期間満了や更新手数料の根拠が明らかでなく、当時の高羽財産区管理会の収支会計に反映されたかどうか不明である。」旨については、高羽財産区に損害が発生する可能性が認定できないため監査の対象外とした。

その他の事案に関し、住民監査請求は住民に対し、当該地方公共団体の執行機関又は職員による一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実に限って、その監査と非違の防止、是正の措置とを監査委員に請求する権能を認めたものであって、地方公共団体の事務全般を監督するための制度ではない。その他の事案については、対象とする行為が住民監査請求の対象となる財務会計上の行為等でないため、監査の対象外とした。

2 監査の実施

神戸市行財政局の関係職員から事情聴取を実施したほか、関係書類等について監査を実施した。

請求人に対しては、自治法第242条第7項の規定に基づき、令和4年4月25日に陳

述の機会を設け、請求人及び代理人の陳述を聴取した。

また、令和4年4月22日及び同年4月25日に新たな証拠の提出があった。

なお、法律的な視点からの監査については弁護士への相談により行った。

第3 監査の結果

1 事実の確認

(1) 財産区について

ア 財産区の沿革と法的位置づけ

財産区は、明治22年の市制町村制が施行されて以来、市町村の一部で財産を有しまたは公の施設を設けているものをいう（自治法第294条）。これは、入会林野をはじめとした旧村住民が独自に管理・利用してきた財産に関し、町村合併を短期間に進めるための促進策として、新市町村の一部（旧村）に独立の法人格を与え、旧村の財産を引き続き所有・管理することを認めたものであり、自治法上の特別地方公共団体である（自治法第1条の3）。

イ 財産区の機関及び権能

財産区は特別地方公共団体であり法人格を有するが、普通地方公共団体のように広範な事務を処理する権能を有するものでなく、財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止についてのみ行為能力を有する特殊な法人である。

独自の執行機関を持たず、執行権、代表権は財産区の属する市町村の長にある。

また、議決機関は、財産区の属する市町村の議会、もしくは条例により設けられた財産区議会又は総会である。

さらに、財産区管理会は、財産区の運営に、その財産区住民の意思を反映させるため、条例で設けることができる審議機関（自治法第296条の2）であり、神戸市内では、神戸市財産区の財産の管理及び処分に関する条例（以下「市財産区条例」という。）第4条及び神戸市財産区有財産管理規則（以下「市財産区規則」という。）第2条により、156の財産区のうち、128の財産区に設置されている。

ウ 財産区管理会の組織

財産区管理会は、財産区管理委員7人以内をもって組織され（自治法第296条の2）、神戸市では、当該財産区の区域内に住所を有する者で、神戸市議会の議員の被選挙権を有するもののうちから、市長が選任する（市財産区条例第5条）。財産区管理委員の身分は、特別職の非常勤の地方公務員である（地方公務員法第3条第3項第2号）。また、市財産区規則第6条により、財産区管理会を置く財産区に2人以上の会計監事を置くものとされており、その身分は、財産区管理委員と同様に、特別職の非常勤の地方公務員と解される。

エ 財産区管理会の権能

(ア) 市長が行う財産区財産に関する管理又は処分のうちの重要なものについての

同意（自治法第 296 条の 3 第 1 項）

管理会の同意を要する事項は、市財産区条例第 10 条で規定。

- a 財産の全部の処分、市議会の議決を得なければならない財産の処分（第 1 号）
- b 財産の価値を減少する処分（第 2 号）：土地の一部処分など
- c 財産の形態を変更する処分（第 3 号）：区画整理区域に編入など
- d 財産の住民に対する使用関係の設定、制限若しくは廃止又は変更（第 4 号）
- e 植林、伐採、地役権又は水利権の設定、賃貸借契約の締結その他重要と認められる管理行為（第 5 号）
- f その他市長が必要と認めた事項（第 6 号）

(イ) 財産区財産の管理に関する事務で、市町村長から委任を受けたものの執行（自治法第 296 条の 3 第 2 項）

市長からの委任事項については、市財産区規則第 4 条で規定。

- a 区有財産の保存を目的とする行為（第 1 号）：区有財産の測量、地籍更正など
- b 区有財産の性質を変えない範囲内においてその改良を目的とする行為（第 2 号）：区有財産の改修など
- c 境界の明認、確定その他これらに準ずる行為（第 3 号）：区有財産の境界確定など
- d 実施計画書に定める範囲内での財産区に属する現金及び有価証券の収入、支出その他この計画の執行に関すること（第 4 号）：管理者に認められた実施計画書内での区有財産の管理に伴う入出金
- e 区有財産から生ずる天然果実の収取（第 5 号）
- f その他財産区管理者において委任することが適当と認められるもの（第 6 号）

(ウ) 当該財産区の事務処理の監査（自治法第 296 条の 3 第 3 項）

会計監事の職務権限について市財産区規則第 7 条で規定。

- a 実施計画書にある区有金の執行状況等の監査（第 1 項）：実施状況報告書の監査
- b 管理会に帳簿、書類その他の記録の提出を求める権利（第 2 項）
- c 監査結果に基づく財産区管理者への意見書提出権（第 3 項）：管理者への実施状況報告書の提出時に監査意見書を提出

(2) 高羽財産区の概要

ア 沿革

明治 8 年、高羽村と隣接する平野村が合併。明治 22 年 4 月 1 日に六甲村に合併。昭和 4 年 4 月 1 日に、西灘村などと神戸市に編入。昭和 42 年 4 月に高羽財産区管理会が設立。

イ 区域

明治8年当時の高羽村で、現在の住居表示上では、おおよそ次の住居表示に該当するものと思われる。

灘区六甲山町、鶴甲1～5丁目、土山町、六甲台町、桜ヶ丘町、一王山町、寺口町、高羽町1～5丁目、楠丘町1～6丁目、高德町3～6丁目、弓木町4～5丁目

ウ 組織

財産区管理者は神戸市長。

高羽財産区管理会の構成は、会長、副会長、会計が各1名、参与が2名、その他の管理委員が2名で、計7名の財産区管理委員のほか、会計監事が2名である。

また、高羽財産区管理会規約第24条で、管理会活動に経験を有する者の中から相談役及び顧問を置くことができ、また、会務に資する目的で常任相談役及び常任顧問を置くことができるとされており、これに基づき常任相談役1名が置かれている。

エ 主要な財産

土地（区有地）

境内地 934.00 m²

山林 11,510.00 m²

宅地 543.39 m²

墓地 1,328.00 m²

土地（共有地）

雑種地 252.87 m²

山林 25,620.91 m²

宅地 299.67 m²

保安林 23,265.33 m²

建物

高羽会館（昭和45年3月築）延床面積377 m²

オ 高羽財産区管理会の決算状況（過去5年度分、単位：円）

収入：貸地料、墓地使用料、会館使用料／支出：財産管理費、会館運営費、補助金

	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
収入合計	20,636,588	22,808,871	25,884,090	25,597,131	18,746,875
支出合計	9,310,178	14,006,536	15,531,989	9,284,600	11,875,773

(3) 高羽財産区管理委員等に支出される報酬等の根拠

ア 高羽財産区管理会規約細則

管理委員等に対する金品の支出に関して、次の規定が設けられている。

第2条 管理委員にして、就任にたいして次の慰労金を贈る。

1 期間 40,000 円以上

(但し、1 期間未満は、本条考慮し会長之を定む。)

管理委員にして円満退任の場合その就任中の功績に報いるため記念品を贈る。但し、二期以上就任の場合の記念品料は管理委員の審議を経て会長之を定める。

第5条 「管理会役員・従業員などの出張旅費手当」

本会の役員ならびに従業員などが本会の要務のため出張する場合、次の旅費手当を支給する。但し、会長が之を必要と認めた場合は次記のかぎりでない。

要務1件につき、

電車・バス等交通費 ・区外(市内)は、¥1,000-

・区内 ¥700-

・¥1,000-を超える場合は実費弁償とする。

宿泊費 実費

費用弁償灘区内 ¥4,000-

費用弁償灘区外 ¥8,000- (但し、六甲山を含む)

なお、管理会役員・従業員などが自動車を利用せんとする時は、予め会計の承認を得ることを要す。「緊急の場合は除く」

第6条 「管理委員の視察出張に関する経費」

会長は管理委員の高羽区有財産の維持・管理・運営・処分に関し広く其の知識を涵養し地区住民の福祉を増進するためにと認めた時は管理委員会に諮り合議の上、之を支出することができる。

第7条 「管理委員の賞罰」

1. 管理委員にして本会のため特に功労ありとみとめたる者に対しては之を表彰し、記念品の贈呈をすることができる。但し、表彰の方法・記念品の選択・金額等に関しては管理委員会の審議を経て議決により会長之を定める。記念品の金額は、(¥200,000 円以内)とする。

2. 管理委員にして任期満了退任する者に対しては、本細則第2条並びに第7条1項に準じ慰労金を贈呈することができる。

イ 会長出張活動報酬規定

求めに応じ、神戸市行財政局を通じB管理会長から提示があったものには、次のように規定されている。

会長出張活動報酬規定

2019.4.1 現在

1. 活動報酬(給与)(手当) 税務申告分			
報酬	賞与	会議手当	期末手当
毎月	夏・冬	各回	年1回
4万円	夏 50000円	4000円	2万円(平常年)

冬 50000 円
4 万円 夏 50000 円 4000 円 4 万円 (期末年)
冬 50000 円
(各種団体及び地域団体への出張活動報酬分)

2. 交通費 (費用弁償) 3111 需用費 (月每一括請求)
(灘区 700 円・区外および六甲山 1000 円は別途支給)
遠方出張の場合は、実費弁償 (交通費・宿泊費)

なお、本規定は管理会長にかかる報酬等の規定であり、他の管理委員等に関する規定は無いが、副会長には賞与が夏・冬それぞれ 20,000 円、副会長ほか管理委員及び会計監事には期末手当 20,000 円と会議手当各回 4,000 円、常任相談役には会議手当各回 4,000 円が支出されている。

ウ その他

求めに応じ、神戸市行財政局を通じ B 管理会長から提示があったものには、次のように規定されている。

平成 31 年 4 月 1 日現在
高羽財産区管理会

《管理委員・地域団体有志役務》

- 墓地並びに管理地等共同草引き 時給 1000 円

《管理委員役務》

- ①墓地 (六地藏・合祀墓の花の水かえ、清掃) 月額 10000 円
②会計手当 月額 10000 円

《三役事務連絡費》

会長・副会長・会計対象 各年間 20000 円

《研修会反省会》

年 1 回 研修会後の反省会に参加する為の費用支給
年 1 回 高羽地区新年交歓会に参加する為の費用支給

※待遇変更の場合は、管理委員会にて決定するものとする。

平成 31 年 4 月 1 日現在
高羽財産区管理会

《従業員・当番待遇》

- ①会館当番 時給 900 円 (パート時給)
②休日鍵当番 1 日 900 円 (開閉)
③夏・冬 (寸志) 各 1 回 20000 円～30000 円 (出勤応)

- ④各種行事準備特別出勤 当番時給に準じる。
(昼を越えるときは食事支給)
- ⑤年1回、研修会後の反省会に慰労を目的に招き費用支給する。
- ※待遇変更の場合は、管理委員会にて決定するものとする。

費用弁償分(規定通り支給)

1. 年1回 管財への決算予算報告分
2. 年1回 団体N集金分

費用弁償分(規定通り支給)

1. 毎月毎 墓地業務(営業・清掃・管理)
2. 各回毎 合祀墓埋葬立ち合い
3. 年1回 施餓鬼立ち合い
4. 各回毎 墓地業務会議

費用弁償分(規定通り支給)

1. 年1回支給 三役事務連絡費 20000円

エ 令和3年度の高羽財産区管理委員等への報酬等の支出実績
令和3年度の支出実績は次のとおりである。

(単位:円)

	B 管理会長	C 会計監事	D 常任相談役	その他の管理委員等	計
報酬	*1 480,000	0	0	0	480,000
賞与	*1 100,000	0	0	40,000	140,000
期末手当	*1 20,000	20,000	0	140,000	180,000
三役事務連絡費	*1 20,000	0	0	40,000	60,000
会議手当	36,000	12,000	24,000	184,000	256,000
旅費・費用弁償	23,320	0	0	64,000	87,320
墓地役務	*2 120,000	0	0	36,000	156,000
合祀墓立会い	20,000	0	0	0	20,000
会館賃金	*3 392,400	0	0	1,089,500	1,481,900
会計手当	0	0	0	120,000	120,000
退職金	0	0	0	2,500	2,500
合計	1,211,720	32,000	24,000	1,716,000	2,983,720

*1 管理会長の報酬等 合計 620,000円【直近1カ月(令和4年3月~4月)の勤務実績 週あたり約20時間から機械的試算:時給約600円】

*2 高羽墓地での役務に対する墓地役務費 120,000円【月10,000円:約330円/日】

*3 高羽会館での勤務に対する賃金 392,400円【時給900円】

2 神戸市行財政局からの事情聴取

(1) 高羽財産区管理会における報酬等の支給対象者、支給根拠と、支給の違法性・妥当性について

報酬等の対象は自治法第 296 条の 2 第 2 項の財産区管理委員及び、市財産区規則第 6 条の会計監事である。

各財産区管理会において慣習的に行われてきた報酬・手当等の支給については、神戸市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例を参考に、適正なあり方（報酬等について財産区内で理解が得られるような水準）となるような対応を求めている。

高羽財産区管理会では内規として、「会長出張活動報酬規定」において報酬・賞与・会議手当や交通費に関する内容が、「従業員・当番待遇」において時給や寸志等が、「費用弁償分（規定通り支給）」において各費用弁償が、それぞれ定められている。

報酬・手当等の支給については、高羽財産区管理会内でのルール化の対応をこれまでも求めているが、財産区の主体性を損なうことなく、住民からの理解がさらに得られるよう、高羽財産区管理会規約や管理会規約細則への明示といった対応について引き続き求めていく。

報酬・手当等の支給に違法性や不当性はない。支給額については、管理会長（貸地管理、六甲山管理、高羽会館管理などの財産管理業務、近隣の小中学校や関係団体との地域支援業務、予算・決算の管理から、管理委員の調整役や従業員・当番への指導など）、副会長（会長補佐）、会計（予算・決算の管理）、管理委員（会議・管理会活動への参加）、会計監事（会議参加、支出確認や決算監査等）、常任相談役（会議参加による管理会へのアドバイス、経験伝承）などの業務を担っていて、これに照らして妥当である。

3 判断

請求人の主張について、前記事実関係の確認、神戸市行財政局の説明及び関係資料の調査に基づき、次のように判断する。

(1) 監査の対象(1) 管理会長に対する報酬等（報酬、賞与、手当、三役事務連絡費、旅費・費用弁償、墓地役務費、合祀墓立会い費、会館賃金）の支出は、違法又は不当で、高羽財産区に損害が生じているか。

ア 管理会長、会計監事、常任相談役に対する報酬等の支出手続きの適否について

請求人は、高羽財産区管理会や実質的にこれと同一の会議体である団体 E の承認もないのに、恣に B らに報酬等を支出したことを違法又は不当であると主張していると解されるので、この点を検討する。

(ア) 高羽財産区管理会での報酬等の決定について

高羽財産区管理会における管理委員等の報酬等の種類や額については、B 管理会長より「会長出張活動報酬規定」など、断片的に報酬等の規定が示されるのみで（13

頁「(3)高羽財産区管理委員等に支出される報酬等の根拠」参照)、当該報酬等の規定等について、いつ、誰が提案し、どのように管理会で決定されたのか、管理委員会の決議書や議事録で確認するには至らなかった。

そもそも財産区管理会は、簡素な手続により簡素な審議機関として設けることとされたものであるため、市長が財産区管理会に委任して、財産区管理会において報酬等の種類や額、支給方法を決定することは適当ではない。

自治法及び市財産区規則で、財産区管理会に事務を委任することができるとしている趣旨は、財産の管理及び処分に関する事務に関する範囲であり、管理委員の報酬等の種類や額、支払い方法を決定することは、委任の対象ではないと解される。

(イ) 団体Eとの関連性について

団体Eは、同会規約によれば、「高羽地区各種団体の親睦向上を図ると共に、住民相互の連携による、安全安心・快適な地域づくりを目的とする。」であり、地域団体をまとめる地域団体に過ぎず、市財産区条例及び市財産区規則、並びに高羽財産区管理会規約及び高羽財産区管理会規約細則において、高羽財産区管理会での意思決定に関する団体Eとの関連は規定されていない。

高羽財産区管理会と団体Eの間には、請求人が主張するような高羽財産区管理会が実質的にこれと同一の会議体であることの位置づけは確認できず、管理会長等の報酬等の規程を団体Eで決めるものであるとは認められない。

イ 管理会長に対する報酬等の額の適否について

非常勤の職員の報酬制度に関しては、「委員会の委員を含め、職務の性質、内容や勤務態様が多種多様である普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。以下「非常勤職員」という。）に関し、どのような報酬制度が当該非常勤職員に係る人材確保の必要性等を含む当該普通地方公共団体の実情等に適合するかについては、各普通地方公共団体ごとに、その財政の規模、状況等との権衡の観点を踏まえ、当該非常勤職員の職務の性質、内容、職責や勤務の態様、負担等の諸般の事情の総合考慮による政策的、技術的な見地からの判断を要するものといえることができる。」としている（最高裁判所平成23年12月15日判決）。

これを踏まえ、本件について、管理会長の責務や職務、並びに労務提供の実態に照らして、報酬等について検討する。

(ア) 管理会長の責務及び職務、並びに労務提供の実態について

B管理会長は、D前管理会長の推薦を受け、平成31年3月23日の管理委員会において新会長に選任することが承認され、平成31年4月より高羽財産区管理会長に選任されている。

高羽財産区管理会においては、管理委員7名で構成されているものの、管理会長以外の委員の報酬等は期末手当20,000円と会議手当各回4,000円が基本であり、管理会長にはこの他、会長報酬として月額40,000円と夏季・冬季賞与各

50,000 円が支出されることとなっている。

管理委員の中で、報酬及び手当等の支給を受ける管理会長の責務及び職務は、市財産区規則第 4 条で規定された、市長から委任を受けた財産区有財産の管理に関する事務であると認められる。神戸市行財政局を通じ B 管理会長から提示があったものによると、「貸地管理業務、六甲山管理業務、高羽会館管理業務、墓地管理業務といった財産管理業務に加え、学校や他団体の関連事業への参加等の地域支援事業、及び地域の困りごと・要望対応などの地域福祉事業」と広範で多岐にわたる。あくまで管理会長の身分は非常勤職員とされているにもかかわらず、管理会の責務及び職務が会長に集中している状態が課題であると言える。

具体的には、管理会長は、随時開催される管理委員会に出席して、貸地や高羽墓地、高羽会館等の高羽財産区財産の管理運営に関する協議や議決を行うほか、財産区内の関係団体との調整及び対応、関係する会議への出席、財産区管理会の予算・決算に関する事務処理、管理委員の調整役や従業員・当番への指導業務など、財産区有財産の管理という重要な事項に関する多岐にわたる業務に携わっている。

B 管理会長から神戸市行財政局を通じて示された令和 4 年 3 月から 4 月にかけての直近 1 か月の勤務実績から算出すると、週あたり概ね 20 時間の労務（(イ) a の勤務及び b の役務提供を除く）を提供していることとなる。令和 3 年度の報酬等の支出実績のうち、管理会長としての職務に対する対価と認められる報酬、賞与、期末手当及び三役事務連絡費の年間合計額は、620,000 円となる（16 頁参照）。

(イ) 高羽会館での勤務に対する賃金や高羽墓地での役務に対する墓地役務費を受けることについて

B 管理会長は、管理会長としての職責を担いながら、高羽会館に勤務し賃金の支給を受け取るとともに、高羽墓地の草刈等の日常的な役務に対して管理会から墓地役務費を受け取っているため、この点について検討する。

a 高羽会館での勤務について

高羽会館での勤務内容は、会館利用者の受付、申込の調整や使用料の収納、部屋の準備、片づけ、清掃、消耗品の調達、設備の保守管理等の発注などである。

B 管理会長の高羽会館での勤務については、他の管理委員と勤務日を割り振っていると思われ、B 管理会長は令和 4 年 3 月から 4 月にかけての直近 1 か月で見れば、およそ毎週 1 日であり、1 日あたり 8 時間程度勤務している。

b 高羽墓地での墓地役務について

高羽財産区管理委員会の平成 30 年 4 月 17 日の議事録によれば、高羽墓地管理委員会について、当時の墓地管理委員長の G 氏の代役として、B 副会長が世話係として墓地に関する業務を行うことに決定されている。併せて、墓地世話係手当（墓地役務費）を月額 10,000 円とし、合祀墓立会いには別途手当を支給することに決定されている。

令和2年度に墓地役務費等として14万円が支給されていることについて、事実証明書によれば、B管理会長は、「立ち合いだけで14万円の賃金が支払われるわけではなく、悪天候以外は毎日墓地に行き、墓地点検・水替え・供花点検・草引き・備品補充をし、不定期に墓地案内業務や合祀墓納骨準備・施餓鬼準備他管理料請求事務作業・苦情処理などすべてを含んだ1年間の役務手当でありますことご承知ください。」と高羽墓地における具体的な業務を説明している。

B管理会長は、令和4年3月から4月にかけての直近1か月で見れば、毎朝、30分程度、高羽墓地で役務についている。これに対して月額10,000円の役務費の支給を受けている。

なお、a及びbに掲げた管理会長の勤務状況については、高羽会館や高羽墓地における勤務実態などを通じて、客観的に高羽財産区内の住民が知り得るところである。

(ウ) 費用弁償について

高羽財産区管理会における管理会役員・従業員などの出張旅費手当については、高羽財産区管理会規約細則に定められており、交通費と宿泊費と費用弁償に区分されている。

電車・バス等の交通費は、区外（市内）1,000円と区内700円で1,000円を超える場合は実費、宿泊費は実費、費用弁償については灘区内4,000円、灘区外8,000円とされており、交通費及び費用弁償について、実際に要した額の多寡にかかわらず、標準的な実費である一定の額を支給する定額制がとられている。

高羽財産区管理会においては、管理委員等の交通費や費用弁償を、定額ではなく実費で支給することについて、手続き的に煩雑となることなどから、定額制で支給することとしていると推察されるが、これが明らかに不当であるとまでは言えない。

しかし、一日において複数の行事への出席があった場合などにおいて、実費支給に比べて不当に多額の費用弁償を受けているとの疑いを抱かせる原因になりかねない。神戸市議員においては、定額制を改め、実費支給に改正した（令和3年11月1日施行）ところである。

ウ まとめ

B管理会長は、高羽財産区管理会に委任されている財産区財産の管理に関する業務を遂行し、その対価として、報酬等を受け取っていると見受けられる。報酬等の決定手続きは適当でないものの、管理会長が担う業務量及び業務遂行に要する時間を考慮すれば、当該報酬等が不当に高いものであるとは認められない。

また、B管理会長が、高羽財産区管理会長としての職責に応じた報酬・手当、費用弁償とは別に高羽会館での勤務や高羽墓地での役務の提供に対する賃金や役務費を受けていることも、管理会長としての業務執行とは別にこれらの勤務や役務の

提供を行っていることが認められることから、報酬等の二重支給などにあたるものではなく、特に問題があるとは認められない。

B 管理会長の報酬等の総額について、管理会長の職責の重要性と労務提供の実態に照らし合わせ、その妥当性を検証すると、不当に高額な報酬等を得ているとは言えず、高羽財産区に損害が発生していないため、不当利得返還請求及び損害賠償請求を求めする必要はない。

なお、請求人が主張する、団体Eの承認もなく管理委員等に対して報酬等を支出したことについては、違法又は不当であるとまでは言えない。

また、費用弁償については、実費で支給することが望ましい。

(2) 監査の対象(2) 会計監事に対する手当の支出は、違法又は不当で、高羽財産区に損害が生じているか。

C 会計監事は、高羽財産区管理会長の妻にあたる者で、令和2年4月より高羽財産区管理会の会計監事に選出されている。

会計監事は、会計事務と現金や有価証券の管理が適正に行われているかを監査し、執行部に助言することが一般的な業務となり、決算時だけでなく、日常的に行われている会計処理についての助言も必要である。

高羽財産区管理会会計監事の手当は、以下のとおり支出しており、支出決議は確認できたが、その基準は確認できなかった。

期末手当 20,000 円/年、会議手当 4,000 円/回

C 会計監事は、令和3年度には、管理委員会に3回出席している。また、令和3年5月16日付の監査意見書に他の会計監事とともに押印し提出している。

C 会計監事に令和3年度に支出された手当は、32,000 円となっている。

以上から、会計監事の職責を果たし、職務を遂行している限りにおいて、手当の支給に関し違法又は不当な事実は認められず、高羽財産区に損害が発生していないため、不当利得返還請求及び損害賠償請求を求めする必要はない。ただし、会計監事の手当の基準については規則等で定めるべきである。

(3) 監査の対象(3) 前管理会長である常任相談役に対する高羽会館での会議の出席に応じた手当の支出は、違法又は不当で、高羽財産区に損害が生じているか。

D 前管理会長は、平成30年度末をもって定年により管理会長を退任するとともに、平成31年度より高羽財産区管理会の常任相談役に選出されている。

高羽財産区管理会規約第24条第3項の規定に基づき、経験や知識を会務に活かすために前管理会長をアドバイザーとして常任相談役という立場に選出し、会議への出席を求めて、その対価として会議手当と同額の4,000 円/回の手当を支出した。その支出決議は確認できたが、その基準は確認できなかった。

D 常任相談役は、令和3年度には、管理委員会に6回出席し、同人に令和3年度に支出された手当は24,000 円となっている。

以上から、常任相談役として選出された目的を果たし、職務を遂行している限りにおいて、手当の支給に関し違法又は不当な事実は認められず、高羽財産区に損害が発

生していないため、不当利得返還請求及び損害賠償請求を求める必要はない。ただし、常任相談役の手当の基準については規則等で定めるべきである。

第4 結 論

以上のことから、監査委員が監査の対象とした請求人の主張（9頁記載(1)から(3)）については理由がない。

よって、措置の必要を認めない。

なお、監査の結果は以上であるが、高羽財産区管理委員等の報酬等の支出に関する諸規程の整備、及び透明性の確保において不備があることは事実であると認められる。

高羽財産区管理会の運営の実態に鑑み、以下のとおり意見を付する。

意 見

1 高羽財産区管理委員及び会計監事等の報酬等について

報酬等については、判断で述べたとおり、市長が財産区管理会に委任して、財産区管理会において管理委員及び会計監事等の報酬の種類や額、支給方法を決定することは適当でない。

一方、財産区ごとの財政事情を踏まえて個々に報酬体系を定める必要があることは理解できる。そのため、神戸市行財政局は、高羽財産区管理会に対して報酬体系の案の提出を求め、神戸市行財政局において他の財産区管理会との均衡等を踏まえて調整し、市長が決定する仕組みに改めるべきである。具体的には、自治法第203条の2第2項の趣旨、及び高羽財産区管理会における労務や役務の提供の実態に則した、適切な報酬日額等の検討及び決定、並びに高羽財産区管理委員及び会計監事等の報酬等に関する規則の制定（費用弁償を実費支給に変更することを含む）を行われたい。

2 高羽財産区管理委員等の報酬体系の情報開示について

財産区管理委員等が特別職の非常勤の地方公務員であることに鑑みると、財産区管理委員等の報酬体系については積極的に情報開示するべきものであるところ、高羽財産区管理会においては、実施状況報告書（決算資料）を高羽会館にて開示するのみで、報酬体系についての具体的かつ積極的な情報開示がなされていない。

このため、神戸市行財政局は、規則で定める高羽財産区管理委員等の報酬体系について、高羽財産区管理会が同財産区内の住民に対して情報開示を行うよう指導されたい。

3 高羽財産区管理会会計監事の公正な選出について

市財産区規則第6条第3項において、会計監事は、管理委員と兼ねることができないとされている。この規定は、会計監事の財産区管理委員からの独立性を担保するものであり、会計監事には公正性及び公平性が求められる。

高羽財産区管理会において、同一世帯より管理会長と会計監事が選任及び選出されていることについては、同条第3項で会計監事に求められる独立性並びに公正性及び公平

性に疑念を抱かせる原因となるものである。

このため、神戸市行財政局は、同一世帯より管理会長と会計監事が選任及び選出されることのないよう指導されたい。

4 財産区管理会における決議書や管理委員会の議事録等の適正な保存について

財産区管理会における文書管理や情報公開の在り方については、全財産区管理会に適應される重要な文書に関する保存期間の定め、及び情報公開に関する共通の規程が設けられていない。

財産区の特성에応じた柔軟な対応が必要であるが、神戸市行財政局は、適正な財産管理の観点から最低限の統制に必要な文書管理や情報公開に関する規程の整備などを進められたい。